

# 第506回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和5年8月23日（水）午前10時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山根 惇

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋賃金  
室長補佐、竿谷賃金調査員、北岡賃金調査員

## 2. 審議事項

- (1) 運営小委員会の審議結果について
- (2) 奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）
- (3) 奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について
- (4) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【大橋賃金室長補佐】

それでは、定刻になりましたので、第506回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、委員全員がご出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 【伊東会長】

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第506回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は、公開で始めます。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに、

労働者側からは、山根委員、  
よろしくお願いいたします。

使用者側からは、西田委員、  
よろしくお願いいたします。

それでは、

#### 議題（1）「運営小委員会の審議結果について」

の審議に入ります。

これにつきましては、8月7日開催の本審におきまして、3つの特定最低賃金の改正の必要性の有無について、奈良労働局長から「諮問」をお受けしたところでございます。その「改正の必要性の有無」の検討につきましては、運営小委員会に付託したところ、運営小委員会で結論が出ましたので、審議結果につきまして、委員長である私からご報告申し上げます。では、事務局から報告文を全委員に配付してください。

### 【伊東会長】

3つの特定最低賃金の改正の必要性につきまして、運営小委員会において審議した結果、お手元にある報告文記載のとおり「改正の必要性有りとすることはできない」との結論となりましたので、ご報告いたします。

なお、報告文の内容を確認したいと思っておりますので、事務局から、報告文を読み上げてください。

### 【箸方賃金室長】

はい、それでは、ただ今お配りした報告書「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につ

いて」を読み上げます。

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員 伊東 眞一 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 松田 拓実

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

なお、「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」と「奈良県自動車小売業最低賃金」につきましては、同じく「改正の必要性有りとすることはできない」ということで

すので、報告文の配付をもちまして、ご報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

#### 【伊東会長】

はい、ただ今、事務局から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の報告書」を読み上げてもらいましたので、これをもちまして運営小委員会の審議結果の報告とさせていただきます。

ただし、今の段階では特賃に対する考え方や視点が双方でかみ合っておらず、議論にならないのが現状であるため、特賃の意義や役割について、今後双方が共有できる考え方を来年の小委員会が始まる前までにまとめておくことが確認されております。

それでは、審議経過について、事務局から簡潔に説明してください。

#### 【箸方賃金室長】

それでは、運営小委員会における審議経過につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

3つの特定最低賃金について、労働者側委員からは「その必要性がある理由」が述べられ、その後、使用者側委員から「その必要性が無い理由」が述べられましたが、労使の主張の隔たりは埋まらず、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致を得られず、3つの特定最低賃金すべてについて、「改正の必要性有りとする事はできない」という結論に至りました。

運営小委員会の審議結果及び審議経過は以上でございます。

#### 【伊東会長】

はい、ただ今の運営小委員会からの報告書に関し、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### 【松田委員】

労働者委員の松田です。運営小委員会の方では大変なご審議、取りまとめいただきましてありがとうございます。

ただですね、昨年、電気機械と自動車小売が（奈良県）最賃以下に沈んだということもあり、本年度に関しましては一般機械の方が（奈良県）最低賃金以下になってしまったという実態を、労働側委員として重く受け止めている次第であります。そういった中で議論がしっかりと正しい、お互いが双方納得するような議論の作り込みうまくできていない現状というのにも確かに労働側としても課題感を持っておりまして、今回、意義と役割について公労使でしっかりと認識、土俵を合わせた上で議論を進めていくというところを次年度に向けて作りこんでいただけるという強い意志を感じましたので、中央でも今後どのような議論経

過で特定最賃というものの扱いが進んで行くかというものを踏まえながらではありますが、奈良県としてしっかりと一歩でも前進した議論を諮れるように取り組みいただけたことに感謝したいと思います。以上です。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。そう言っていただけるとホッといたします。ありがとうございます。その他にご意見はありませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

それでは、これもちまして「運営小委員会の審議結果について」を終わります。

それでは、これらの報告書を踏まえまして、

議題（２）「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）」

の審議に入ります。

報告内容は、運営小委員会として慎重に審議していただき、全会一致に至らなかった結果でございますので、本審議会といたしましても、「３つの特定最低賃金ともに『改正の必要性有りとすることはできない』との結論に達した」ということで、奈良労働局長あて答申したいと思います。いかがでしょうか。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、当審議会といたしまして、３つの産業の奈良県特定最低賃金を一括して改正の必要性有りとするにはできないということで、奈良労働局長あて答申いたします。

それでは、事務局にて答申文案を準備してもらっていますので、委員の皆さんに配付してください。

**【伊東会長】**

答申文案の内容を確認しますので、事務局から読み上げてください。

**【箸方賃金室長】**

はい、(特賃必要性) 答申文案を読み上げます。

(案)

令和5年8月23日

奈良労働局長  
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和5年8月7日付け奈労発基0807第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

**【伊東会長】**

ただ今の答申文案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

（意見、質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもって答申文としますので、案の文字を消してください。

それでは、答申文が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申したいと思  
います。

それでは、事務局にて答申文の準備をお願いいたします。準備ができるまでの間、しばら  
くお待ちください。

**【箸方賃金室長】**

お待たせしました。答申文の準備ができましたので、これから答申文を受け渡しします。  
伊東会長から橋口局長あて特定最低賃金の必要性有無の答申文をお渡し願いますので、  
それぞれ、奈良労働局ボードの位置まで移動をお願いします。

**【箸方賃金室長】**

それでは、伊東会長、答申文をお渡しください。

(答申文の受け渡しが行われる)

**【箸方賃金室長】**

それでは、伊東会長、橋口局長は、座席にお戻りください。

**【伊東会長】**

それでは、事務局は答申文の写を委員の皆さん、傍聴人の皆さんに配付してください。

**【箸方賃金室長】**

それでは、答申文も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げま  
す。

**【橋口労働局長】**

最低賃金審議会の伊東会長をはじめ、委員の皆様に御礼を申し上げたいと思います。

ただ今、伊東会長から、3つの産業の奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまし  
て、必要性有りとすることはできないとのご答申をいただきました。

運営小委員会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中であって、大変慎重、そ  
してまた真摯かつ熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございます。

公益委員、労働者側委員、使用者側委員の三者の委員の皆様方におかれましては、引き続  
き、奈良地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜ればというふうに思  
います。

本日、ご答申いただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げまして、御礼の言葉と  
させていただきます。ありがとうございました。

### 【伊東会長】

それでは、これもちまして、「奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の答申を終わります。

それでは、続きまして、

議題（３）「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」の審議に入ります。

前回の本審において、奈良県最低賃金の改正決定について答申したところですが、これに対し、８月２１日に奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合から異議申出書の提出がございましたので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

### 【箸方賃金室長】

それでは、ご説明させていただきます。

ただ今、伊東会長からご説明がございました、添付資料のナンバー１、資料ナンバー２のとおり、８月２１日に、奈良県労働組合連合会松本議長より資料ナンバー１「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」及びならコープ労働組合松本執行委員長より資料ナンバー２「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」のとおり、奈良県最低賃金の改正決定にかかる異議申出書の提出がございました。

それでは、すでにお配りしている資料ナンバー１、資料ナンバー２の異議申出書を読み上げまして、異議申出の内容の説明にかえさせていただきます。

２０２３年８月２１日

奈良労働局

局長 橋口 忠 殿

奈良県労働組合連合会

議長 松本俊一

### 奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改正では、４０円の引き上げで時間額９３６円と審議会より答申されました。今年、中央審議会の目安ではＡランクの引き上げは４１円、Ｂランクは４０円プラスとの目安が出され、近畿はＡランク（大阪）とＢランクに属しています。今回は、全国加重平均で４３円増の１００４円と発表され、目安に対しプラスを答申した地方が２４あります。近畿ではＢランクの兵庫が目安＋１円の４１円を答申し、１００１円としています。ランク付けそのものが、格差を生むものですが、各地方の審議会の判断で格



差解消する方向で、目安に上乘せする努力がなされました。8円をプラスした佐賀をはじめ、5円以上を答申する地方は12となりました。

奈良においては、従来から課題となっている近畿圏内の格差については、根本的な改善にはつながらず、むしろ目安のランク別の差額が影響し、近隣府県との格差が拡大したといえます。特に大阪、京都、兵庫が1000円以上になっていますので、その差は目立つものとなりました。最低賃金を1000円以上に大きく引き上げ、早期に格差是正、賃金改善となるよう求めます。

日本の賃金はコロナ感染が広がる以前から、国際的にも低く抑えられ続けています。さらに非正規労働者が増加する下で、最低賃金に張り付く時間給で働く労働者が増えています。希望しても正規の求人が見当たらず、非正規型雇用には縛り付けられたまま、数年が経過している労働者もいます。最低賃金の水準は、その地域の賃金レベルに影響します。特に就職して数年の若者は賃金額が低く、奨学金の返済に追われ、親からの独立を躊躇します。貯蓄もできず、いずれ受け取る年金支給額にも影響すると危惧されます。単身で生活するために必要な賃金は、月額で24～26万円と、全労連が行った最低生計費調査の結果が出ています。月に150時間労働とする計算で、1時間1500円となります。

また、最近の物価高は、令和5年の総務省の消費者物価指数を見ると、生鮮食品、エネルギーを除く総合指数は、前年同月比で4.3%です。帝国データバンクの調査では、今年の上昇をする食品品目は2万9千以上にも上ります。また、今でも170円台を超えるガソリン代も9月からさらに値上げするといわれています。家計が厳しく締め付けられる中、今回の引き上げ水準は、低率といわざるを得ません。最低賃金の引き上げで賃金の底上げにつながるこそ救済の鍵となっています。地方経済の疲弊、賃金水準の高い都市部への働き手の流出の問題も解決の糸口が見えません。

今回の答申は、1000円に到達するにも遠く低いものです。ましてや1500円なければ人間らしい生活ができない、それは都市部や山間部にかかわらず、働く人たちの切実な願いです。よって、強く大幅な引き上げに向けて再審議を求めます。

奈良県では、賃金引き上げの給付金制度も6月の補正予算で組み込まれました。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来を左右する最低賃金が果たす役割は大きく、労働者の賃金改善の期待が高まっています。最低賃金大幅引き上げの社会的貢献度を斟酌し、再審議を求めます。

## 記

1. 今年の答申で示された936円は、1000円に遠く、格差と貧困を解消する額とはなりません。大幅な引き上げを求めます。
2. 今回の付帯意見が示しているように、全国の格差をなくすための努力をさらに強く求めます。早期に全国一律最低賃金制の確立で、地域格差解消の実現を求めます。

3. 大阪、京都、兵庫などは1000円を超え、近畿圏内で奈良県との格差が拡大しています。1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再審議を求めます。
4. 地域経済の活性化のため、対策を苦慮する中小企業への支援金の増額や支援策の強化、相談窓口の拡充などを意見として国に上げるよう求めます。

以上

2023年8月21日

奈良労働局  
局長 橋口 忠 殿  
奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

ならコープ労働組合  
執行委員長 松本俊一

#### 奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改正に当たって、審議会より答申された引き上げ額は40円と中央最低賃金審議会で示された目安40円と同額にとどまりました。奈良県は新しいランク分けでBランクに格付けされましたが、隣の大阪府はAランクであり、目安引き上げ額41円が答申され、このままでは、またその差が広がります。

ならコープは大阪、京都との隣接地に5店舗を構えており雇用関係に大きな影響があります。非正規労働者が多く最低賃金の影響が大きいため、募集しても人がなかなか集まらず、雇用が安定しません。実際どの店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くという悪循環が続いています。

奈良県経済を正常に回し活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。その為には、中央目安のランク差を上回って更に1円でも多く引き上げその差を縮小していく必要があります。そして、その先に、全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。実際に今年度は、目安引き上げ額を7円上回る答申に踏み切っている県もあります。

また、例え40円引きあがっても奈良県の最低賃金時給はまだ936円です。人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1500円以上が必要です。このままの引き上げペースでは、来年度でもまだ政府が目標としている1000円にさえ届きません。奈良地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な

引き上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割を強く認識していただき、社会的貢献度を斟酌し、再検討を求めます。

## 記

- ① 今年の答申で示された936円は、貧困と格差を解消する額とはなりえず、大幅な引き上げを求めます。
- ② 全国での格差はまた更に拡大します。近畿各府県レベルでも格差は拡大し、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③ 1日も早く1000円に到達し、1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再検討を求めます。
- ④ 中小企業支援策の強化、地域の経済状況の活性化のための奈良労働局としての提言も含め、検討いただき、その拡充を厚生労働省あてに上げるよう求めます。

### 【箸方賃金室長】

異議申出の内容は以上のおりでございますが、説明を続けます。

異議申出がございました場合は、最低賃金法第11条第3項の規定によりまして、都道府県労働局長は、その申出について最低賃金審議会に、意見を求めなければならないことになっております。

そこで、この規定に基づきまして、「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に対する意見を求めるために、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長の橋口から伊東会長に諮問文をお渡ししますので、伊東会長、橋口局長ともに、奈良労働局ボードの位置まで移動をお願いします。

(橋口労働局長より伊東会長に対し、諮問文が手渡される)

### 【箸方賃金室長】

それでは、伊東会長、橋口局長ともにお席にお戻りください。

### 【伊東会長】

それでは、ただ今の諮問文をもちまして、奈良労働局長からの諮問をお受けすることといたします。

**【箸方賃金室長】**

それでは、諮問文の写を委員の皆さんにお配りしますので、しばらくお待ちください。

**【箸方賃金室長】**

内容を確認していただくため、私から諮問文を読み上げます。

奈勞発基0823第1号  
令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長  
橋口 忠

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、奈良県労働組合連合会（議長 松本俊一）及びならコープ労働組合（執行委員長 松本俊一）から、2023年8月21日付けをもって最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

**【伊東会長】**

はい、ただ今、諮問文の内容を読み上げていただき、その内容を確認しました。また、異議申出の内容は、先ほど事務局から読み上げていただいたとおりです。

そこで、この異議申出の取扱につきまして、労使双方の委員の皆さんから、それぞれの意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側委員の皆様からご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

**【松田委員】**

労働者側委員の松田です。

異議申し立ていただきました中身を拝見させていただきましたところ、私たちも十分に理解する部分が多々あったかと思えます。実際、Bランクにおきましても目安からプラス7円という大幅な引き上げがあった県があったり、近畿でいいですと京都と兵庫が1000円に乗ってくると、大阪を含め3県が1000円台という水準になってしまったという実

態があります。また大阪に関してもランク差という部分で1円の格差が広がったという部分、結果だけ見ましてもそういった実態というふうになっております。しかしですね、今回、奈良県に関しましては目安どおりの40円という金額になりましたが、全会一致というところで付帯事項として、価格転嫁、年収の壁、地域間額差の解消というところに三者合意したという大きな一歩前進があったかな、と考えております。やはり額差というところに注目して改善を図っていく、また、価格転嫁ですね、こういったところで賃上げの原資を確保し、好循環に取り組んでいくというところは、今後の課題を解消していくところではかなり進んだ内容となっておりますので、こういった深い審議もあった結果というものが今回の審議結果になりますので、そういった部分を覆す内容には至らないというふうには労働者側は考えております。以上です。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。労働者側委員のみなさん、他にご意見はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

続きまして、使用者側委員の皆さんからご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

**【松岡委員】**

使用者側委員の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

使用者側といたしましても専門部会でしっかりと議論していただき、本審でもきっちり審議させていただいた結果となっております。今回のこの再審議に関しましては特に必要性がないと思っております。以上でございます。

**【伊東会長】**

ありがとうございます。その他にご意見はございませんでしょうか。

(意見がないことを確認)

ただ今、労使双方の委員の皆様からご意見をお伺いいたしました。

そもそも、8月7日に当審議会が奈良労働局長に答申いたしました「奈良県最低賃金の改正決定」の内容につきましては、十分に調査審議を尽くした結果でございます。

また、先程、松田委員からもご意見いただきましたように、付帯事項として価格転嫁を進めるということ、年収の壁という問題、また地域間格差について政府の方に意見を申し上げるということで付帯事項を付けさせていただいた上での全会一致という原則で決めさ

せていただいております。

よって、8月7日に行いました答申のとおりの内容で決定することが適当であると考えますが、皆さん、いかがでしょうか。

(意見がないことを確認)

ありがとうございます。

それでは、これをもって8月7日の答申のとおりの内容で決定いたします。

それでは、事務局にて準備をお願いしておりました答申文案を、各委員にお配りいただき、事務局から読み上げてください。

**【箸方賃金室長】**

それでは、本日の諮問に対する答申文「奈良県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）」案をお配りいたします。

それでは、答申文案を読み上げます。

(案)

令和5年8月23日

奈良労働局長  
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日に、貴職から、同月7日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。委員の皆さん、ただ今の答申文案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、この内容をもって答申文とし、奈良労働局長へ答申することといたします。

それでは、事務局にて答申文の準備をお願いします。準備ができるまでの間、皆さんは休憩時間といたしますのでしばらくお待ちください。

**【箸方賃金室長】**

お待たせいたしました。答申文の準備ができましたので、伊東会長から奈良労働局長の橋口に答申文をお渡し願いますので、伊東会長、橋口局長ともに、奈良労働局ボードの位置まで移動をお願いします。

(伊東会長より橋口局長に答申文が手渡される)

それでは、伊東会長、橋口局長ともにお席にお戻りください。

**【伊東会長】**

それでは事務局は、答申文の写を委員の皆さんに配付してください。

**【箸方賃金室長】**

それでは、答申文写も行き渡ったようですので、奈良労働局長の橋口から謝辞を申し上げます。

**【橋口局長】**

私の方から一言、御礼の言葉を述べさせていただきます。

ただ今、異議申出に対しまして、「令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である」とのご答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、奈良県最低賃金の改正決定につきまして、ご審議いただきましたことに対しまして、改めまして感謝を申し上げます。誠にありがとう

ございました。

事務局といたしましても、引き続き最低賃金法第14条の規定による所定の手続を進め、遅滞なく発効できるよう進めてまいります。

改正内容につきましては、しっかりと周知を図るとともに、履行確保につきましても、万全を期してまいります。

あわせて、特に中小・零細規模の事業所の皆様には、業務改善助成金などの支援策を、より効果的に周知することにより、活用促進を図ってまいります。

委員の皆様方には、引き続き審議会の運営にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### **【伊東会長】**

それでは、これもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の異議申出に係る答申を終わります。

それから、奈良県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議の申出期間が満了したことに伴い、奈良県最低賃金専門部会は廃止しておりますので、申し添えます。

それでは、続きまして、

#### 議題（4）「その他」

ですが、事務局から何かございますでしょうか。

#### **【箸方賃金室長】**

特にございませぬ。

#### **【伊東会長】**

はい、ありがとうございました。それでは、議事はすべて終わりましたので、これもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。猛暑は秋分の日まで、11月まで平年以上の暑い日が続く予報でございます。くれぐれもお体を大切になさってください。

どうもありがとうございました。



令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会  
運営小委員会  
委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	北尾 亮	松田 拓実
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会  
運営小委員会  
委員長 伊東 眞一

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用  
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記  
について、慎重に審議を行った結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・  
送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低  
賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはでき  
ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	北尾 亮	松田 拓実
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会  
運営小委員会  
委員長 伊東 眞一

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性  
の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	北尾 亮	松田 拓実
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

(案)

令和5年8月23日

奈良労働局長  
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和5年8月7日付け奈労発基0807第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとすることはできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、  
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）



令和5年8月23日

奈良労働局長  
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和5年8月7日付け奈労発基0807第1号をもって諮問のあった下記に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとする事はできないとの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、  
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金  
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号）



奈労発基0823第1号  
令和5年8月23日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長  
橋口 忠



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、奈良県労働組合連合会（議長 松本俊一）及びならコープ労働組合（執行委員長 松本俊一）から、2023年8月21日付けをもって最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

( 案 )

令和5年8月23日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日に、貴職から、同月7日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。



令和5年8月23日

奈良労働局長  
橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会  
会長 伊東 眞一



奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日に、貴職から、同月7日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良県労働組合連合会及びならコープ労働組合からの異議申出に関し意見を求められたことについて、当審議会では、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。